

第23回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成24年6月20日（水）18時30分から20時38分
- 2 開催場所 新ごみ処理施設現場事務所 大会議室
- 3 委員出欠 出席 28人（欠席者1人）
出席委員 石坂卓也（副会長）、石丸和弘、伊地山和茂、大谷一江、小林又市、
小林義明（会長）、小松日出雄、佐々木善信、嶋田一夫、清水八千代、
鈴木和夫、田中一枝、馬部昭二、牧野隆男、増田雅則、町田宇平、水野浩、
野納敏展、山添登、山本益雄、和田純男、浜三昭（副会長）、吉野弘巳、
澤田忍、荻原正樹、佐藤昌一、竹内富士夫、長岡博之
- 4 出席者
参 与 河村孝（三鷹市副市長）、小林一三（調布市副市長）
事務局 田中實、深井恭、奥山尚、飯泉研、飯高秀男
J F Eエンジニアリング株式会社 大村嘉則
パシフィックコンサルタンツ株式会社 宇田川学
- 5 傍聴者 3人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
第22回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
- 3 協議事項
ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）につ
いて
- 4 その他
(1) その他報告
① 施設稼働前の大気質測定結果について
② 新ごみ処理施設建設工事進捗状況について
(2) 次々回日程
- 5 閉会

【配付資料】

議事次第

【資料1】 第22回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨

【資料2】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の課題
(第18回～第22回地元協議会において出された課題)

【資料3】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書(たたき台)
【総括的な提案】

【資料4】 第7条第2項に定める測定項目、測定方法及び回数等(案)

【資料5】 災害廃棄物の受け入れに関するふじみ衛生組合の考え方(案)

【資料6】 第9条第2項に定める遵守事項(案)

【資料7】 第10条に定める専門組織

【資料8】 施設稼働前の大気質測定結果

【会議録】

18時30分 開会

1 開会

事務局 : 【配付資料の確認】及び【三鷹市山中親交会：石丸委員を紹介】

a 副会長 : 本日、協定締結に向けて、これまで議論を進めてきた協定書に関しまして、総括的に提案する日となっております。このような重要な局面を迎えまして、この提案を行うに当たりまして、ふじみ衛生組合の両参与にご出席をいただいております。

A 参与 : 皆さん、こんばんは。ふじみ衛生組合の参与で、三鷹市の副市長をしています河村です。今日はよろしくお願ひします。

まずもって私のほうから、これまでのご審議に対して深く感謝申し上げます。

きのうも大変な台風がございましたが、おかげさまでこの工事現場では特に事故もなく、工事に影響もなく順調に何とか乗り越えていくことができたと報告を受けております。その工事も、来年4月の正式な稼働に向けて、粛々と進めてきているところでございますが、言うまでもなく、その開始に当たっては、本日議論していただいております環境保全に関する協定書の締結というのが前提でございますので、私どももその締結が無事終

わるように、ぜひ皆様とご議論を深めてまいりたいと思っているところでございます。

その前提ということで、今日、これまでご議論していただいた中、さまざまなご意見が出ております。そのことに対して逐一回答をせずに、今日6月20日におおむねの回答をするということで皆さんにご理解いただいていたかと――議事録を読むといろいろなご意見が出たということは私どもも十分承知しておりますが、大まかなその方向性について、今日ぜひ、私どもの中で議論した対応の方針について皆さんにお示しして、またそれをご議論いただきたいなと思っているところです。

今日で、当然のことですが、決着するとは思っておりません。皆さんの中でご議論していただいたものを、最終的な締結に向けた前進に向けていきたいと思っておりますので、本日はよろしく願いいたします。

B 参与 : 皆さん、こんばんは。ふじみ衛生組合の参与で、調布市の副市長の小林でございます。皆様にはこれまで大変お世話になっておりますことをこの場をおかりしまして改めてお礼を申し上げたいと思っております。そして、今まさに、A参与からお話がありましたが、この環境保全に関する協定書の議論をしていただいておりますことに、心からご協力を深く感謝を申し上げるところでございます。

協定書の中身はもちろんです。もう既に新ごみ処理施設については来年の本稼働へ向けて建設が着々と進行しておりますので、協定書の中身そのものにつきましては、やはり何といても安全・安心の施設稼働に向けて取り組んでいかなければいけないと思っておりますので、今日はその辺のことも含めまして、率直な忌憚のない意見交換をさせていただきながら、この協定書の取りまとめに向けて、いきたいと思っておりますので、今日もよろしくどうぞお願いいたします。

2 報告事項

第22回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

会 長 : 本日は両市の副市長も同席をしておりますので、ぜひともいい意見をぶつけていただければと思っております。また、いいお答えも出していただければと思っております。よろしく願いいたします。

次第の2番目、報告事項、第22回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要

旨について、事前に確認されていると思いますが、何かございましたら発言をどうぞ。

(「なし」の声あり)

会 長 : よろしいですか。ありがとうございます。それでは事務局、公開をお願いいたします。

3 協議事項

ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）について

会 長 : ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）について協議した課題等について、事務局がまとめています。協定書の地元協議会での意見に対する総括的な提案があります。そのほかにも関連する要項案や考え方が示されています。

これらはこれまでの議論からするとそれぞれ関連し、意見等が前後することがありました。まずこれらについて、それぞれ関連がありますので、全体の説明を事務局からお願いいたします。

G 委員 : それでは私から、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の課題、第18回から第22回までの課題のまとめ、それからそれに対する、ふじみ衛生組合の回答ということでご説明をさせていただきたいと思います。

資料がたくさんあるのですが、まずA4横の資料2、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の課題、これが1つ。それから、同時に説明させていただくのが次の資料3、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）。そして資料4、第7条第2項に定める測定項目、測定方法及び回数等（案）。そして資料5、災害廃棄物の受け入れに関するふじみ衛生組合の考え方（案）。そして資料6、第9条第2項に定める要望事項（案）。そして資料7、第10条第2項に定める専門組織ということで、ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会（仮称）設置要綱（案）という、以上の資料を同時並行的に説明していきますので、ここについては資料の幾つと申し上げますので、その資料を参照していただくようお願いいたします。基本的には資料2と資料3を中心にご説明をさせていただきます。

それでは、まず資料2をごらんください。第18回から第22回までの

地元協議会の課題のまとめでございます。赤字で書いてありますのが第22回に出た委員の意見と事務局の方向性、黒で書いてあるのはそれ以前の分ということで、第18回から第21回までの分が黒で書いてございます。そういった違いがございます。

それでは、資料2に基づきましてご説明させていただきます。

まず第1章総則、第2条の3。委員の意見といたしまして、両市のごみ処理基本計画の検討に地元協議会の代表を参加させてほしいというご意見でございます。これにつきまして、事務局の対応の方向性といたしまして、ふじみ衛生組合が両市のごみ処理基本計画について情報提供に努めます。ごみ処理基本計画への参画については検討します、という方向性を示させていただきました。

本日、これについての考え方でございますが、まず1点目、両市のごみ処理計画について情報提供に努めますという部分につきましては、資料3をごらんください。協定書のたたき台でございます。こちらの第2条の3第3項、赤い字で書いてあるところです。「乙は三鷹市及び調布市(以下「組織市」という。)のごみ処理に関する計画等について情報提供に努めるものとする」という文言を加えさせていただきました。こういった対応をしたいとふじみでは考えております。

続きまして、ごみ処理基本計画への参画についてでございますが、現在、三鷹市及び調布市では、ごみ処理基本計画は市民会議等を活用し、市民との協働により策定しております。そして、このごみ処理基本計画はおおむね5年ごとに改定されますので、次回の改定時期に合わせて、今後両市において参画方法を検討していきたいと考えております。という回答をさせていただきます。

続きまして2つ目です。ごみ処理の年間処理計画及び処理実績は報告や情報公開のみではなく、操業後の個々の問題について意見交換することを明文化すべき。これがいわゆる地元住民が参画することではないかというご意見でございます。それに対しての事務局の対応の方向性ですが、施設操業後の情報公開や過去の問題についての意見交換は、まさに地元協議会の本来の役割であると考えています、ということでございます。

この意見交換については、今書かせていただきましたとおり、ふじみ衛生組合も同じ考え方でございますので、できればこの議事録に残すという

形でいかかかなと思っております。なお、どうしても意見交換するという
ことを明文化するというのであれば、この環境保全に関する協定書では
なく、地元協議会設置要綱に加筆するというほうが望ましいのではないかと
考えているところでございます。

続きまして第3条の2、相互支援協定先を特定すべきであるというご意見。
そして、相互支援については報告ではなく事前協議とすべきであるとい
う意見でございます。これについては、本日考え方を示します、という
ふうに事務局としてはお答えをしたところでございます。

まず、問題の整理をする前に、相互支援と広域支援の違いをもう一度確
認しておきたいのですが、相互支援が施設を所有している自治体と相互に
助け合うのに対しまして、広域支援の場合は一方的な受け入れも考えられ
るということ。そして、相互支援は協定を事前に締結しておくことで手続
の簡素化が図られて、突然の故障等に対して早急に対応が可能であるの
に対して、広域支援はブロック会議ですとか全体会議に諮って、各自治体間
で調整をして、全体の支援スキームが固まった後に契約書を締結して支援
するという一連の手続を踏まなければなりませんので、事前に予定されて
いるメンテナンス等への対応は可能ですが、突然故障してしまったという
ときに、すぐに対応するというのはなかなか難しいという部分がございま
す。その辺が大きく違うのかなと考えております。

それを踏まえまして、ご回答でございますが、まず協定書の第3条の2
をごらんください。第1項です。「乙は近隣自治体とのごみ処理相互支援協
定に基づき、相互にごみを受け入れまたは搬出するときは事前に甲に報告
するものとする」というふうに、まず「相互に」という部分を強調する
ということで、赤字で修正を加えさせていただきました。これは相互支援と
広域支援の違いがわかりにくいというご意見をいただいていたので、
まず「相互に」という言葉を加えさせていただいて、相互支援と広域支援
の違いを明らかにしました。

そして、相互支援の協定先を特定すべきであるというご意見ですが、現
在、ふじみ衛生組合では武蔵野市を想定しておりますが、やはり協定書に
固有の自治体名を記載することはなかなかない、難しいと考えてお
りますので、この点については、固有の自治体名を記載するということは
ふじみ衛生組合としては考えておりません。

また2点目の、事前協議とすべきというご意見でございますが、これにつきましても、相互支援のメリットの1つとして、早急な対応が可能という部分がございますので、事前の報告でお願いしたいと考えているところでございます。

続きまして3条の3、多摩地域広域支援のごみ及びその他のごみを明らかにすべき。それから、組織市以外のごみの受け入れについては、協議会の同意がなければ受け入れないという趣旨の条項を盛り込むべき、というご意見でございます。それにつきましても、本日ご回答するとお約束をしていたところでございます。

まず1点目、多摩地域の広域支援のごみとその他の広域支援のごみを明確に区別すべきであるというご意見につきましては、資料3の環境保全に関する協定書の3条の3、赤字の部分です。「乙は多摩地域ごみ処理広域支援及びその他の地域からの広域支援によりごみを受け入れるときは、事前に甲と協議するものとする」ということで、多摩地域のごみの広域処理支援とその他の地域ということ、明確に協定書上区別いたしました。

2点目、協議会の同意がなければ受け入れないというご意見でございますが、広域支援につきましては、皆様にご理解をいただけるようにこの地元協議会で十分に事前協議を行った上で、最終的な判断は正副管理者にお任せいただきたいと考えておりまして、事前協議とさせていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、第2章の第5条でございます。

F 委員 : 1章ずつやったほうがいいのではないですか。

G 委員 : 一応、説明を一通りさせていただきたいのですが、会長、よろしいでしょうか。

会 長 : はい。関連がありますので。

B 委員 : 区切ってやったほうがいいのではないの。

F 委員 : 間延びしてしまうのでは。今までだって1カ月ごとに区切ってやっていたのに、何で一遍にやるの。

会 長 : 関連がありますので、できればまとめて説明をさせていただいてやりたいと思うのですが、いかがでしょうか。

F 委員 : それならば、今まで1章ずつひと月でやっていたのはどういう説明になるの。関連があるということに対して、一向にそっちから答えが出てこな

いことに対して、ずっと私たち、質問していましたよね。何でここで一気にやるんですか。1章ごとにちゃんとけじめをつけてやりましょうよ。もう答えが出ているんだから。

会 長 : いかがいたしましょう。

B 委員 : ですから、はっきりと、わかっているものは同時に発表したらいいじゃないですか。「検討します」で保留しておいて回答しないでどんどん進むからごちゃごちゃになりますよ。

会 長 : それでは、2章まで説明をさせていただいていいですか。で、2章まで質疑をいただくということにさせていただきます。2章まで説明をお願いします。

G 委員 : それでは第2章第5条。ご意見といたしまして、第1項の「可能な限り」を削除すべきであるということでございます。これは、削除しますと以前お答えしたものでございます。

資料3になりますが、第5条第1項をごらんください。「乙は環境負荷の低減や施設周辺の生活環境の保全に努めるものとする」ということで、「可能な限り」という文言に横棒が引いてあると思います。これは消したということでございますので、ご意見を踏まえて「可能な限り」を消させていただいております。

続きまして第5条第2項、「できる限り」を削除し、緑化の具体的な数字を記入すべきであるというご意見でございます。これは削除する方向で、緑地率は30%を目標としていますというお話を以前させていただきました。

これにつきましても、資料3の第5条の第2項、「乙はふじみ衛生組合周辺の生活環境保全対策として、周辺環境と調和した施設の景観に配慮し、緑化に努めるものとする」ということで、「できる限りの緑地を確保し」を横線で削除させていただいております。緑地率については、前回口頭でお示しをしておりますので、会議録にとどめるという形でお願いできればと思っております。

続きまして第6条、遵守事項は、別表1ばかりでなく別表2など法に基づく事項が他にもあるのではないかとございまして。これにつきましては、法令等の遵守につきましては第2条の2に既に記載しておりますという説明をさせていただいておりますので、特に今日、新しい回答は

ございません。

続きまして、別表1、項目に放射能、一酸化炭素、二酸化炭素、ばいじん中の重金属、気象データを加えるべきというご意見でございました。これについては、別の条文または別表の追加により対応することとしますということで、本日、資料4をごらんください。別表をご用意させていただいております。本来、第7条第2項で議論するところでございますが、6条に関連してご意見をいただいておりますので、ここでご説明をさせていただきますと思います。

資料4で、1つ目の項目といたしまして、排ガスの測定項目、測定方法及び回数等ということでございます。これにつきましては、項目としてはばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、水銀。測定方法につきましてはそちらに記載のとおりでございます。測定回数につきましては、ばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物、塩化水素については年6回ということで、これは計量証明がきちんとつくものでございます。及び運転管理上、別途連続測定を行います。また、ダイオキシン類につきましても、年2回計量証明をつけます。ダイオキシン類は現在の技術では連続測定はできませんので、連続測定という文言は入っておりません。水銀につきましても年6回、計量証明をつけさせていただくとともに、運転管理上連続測定を行いたいと思っております。測定場所につきましてはそちらに記載のとおりということと、参考までに法規制について右に書かせていただいております。

続きまして騒音・振動、臭気、排水の測定項目、測定方法及び回数等でございます。騒音・振動につきましては、測定方法は記載のとおりでございます。測定回数を2回。測定場所につきましては敷地の境界東西南北4カ所を考えております。また、臭気につきましては、臭気指数を項目といたしまして、当初、年2回でご提案をさせていただいたのですが、臭気につきましては皆様からもたくさんご意見をいただいたところですので、2回を4回に変更したいと考えております。測定場所につきましては敷地境界、東西南北の4カ所でございます。それから排水につきましては年2回ということで、放流柵で行うということ、検討しているところでございます。

続きまして裏になりますが、3ということで、周辺大気の測定項目、測

定方法及び回数等ということでございます。周辺大気につきましては、測定項目につきまして、浮遊粒子状物質、二酸化いおう、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、水銀を考えております。測定方法については記載のとおりでございます。測定回数でございますが、年2回ということ、各1回につき1週間ずつ行おうと考えております。測定場所につきましては、三鷹市立南浦小学校及び調布市しいの木公園とご提案をさせていただきたいと思っております。

これは前回勉強会を行いましたところ、周辺大気だけではふじみ衛生組合の影響そのものを測ることができないという先生のお話がありました。一方で、ふじみ衛生組合では現在、南浦小学校及びしいの木公園でバックグラウンドのデータをとっていますので、バックグラウンドのデータと比較することは有効な手段かもしれないという考えもございますので、今回、年2回ということ、各1週間を提案させていただくものでございます。

それから、放射能に関する測定項目、測定方法及び回数でございますが、放射能につきましては焼却灰、飛灰、排ガス、排水、空間放射線量率を測定しようということでございます。測定方法は記載のとおり。測定回数でございますが、焼却灰、飛灰、排ガス、排水については月1回、空間放射線量率については月2回ということでございます。測定場所については記載のとおりでございます。

これらにつきましては、災害廃棄物を受け入れる、受け入れないにかかわらず、この回数は実施したいと考えております。もし将来、災害廃棄物を受け入れるということになった場合には、例えば空間放射線量率については毎週1回にするとか、その辺の対応は可能だと考えているところでございます。

なお参考までに、災害廃棄物受け入れ時の措置でございますが、後ほどの議論にもなるのですが、焼却灰、飛灰が8,000ベクレルを超えた場合は、災害廃棄物の受け入れを停止。4,000ベクレルを超えた場合には監視等を強化する。排ガス、排水についても、国の基準を超えた場合には災害廃棄物の受け入れを停止する。また、空間放射線量率については、年間1ミリシーベルトを超えるおそれがある場合には、直ちに地元協議会にて協議をするというような対応をとりたいと考えているところでございます。

続きまして、第6条。第2条の2に法令、関係法令、規則、本協定を遵守するものとするとなっているので、第6条の自主規制値の遵守と重複している。第12条に自主規制値を超えた場合の措置があるので、第6条は必要ないのではないかというご意見で、削除する方向で検討しますというお答えを以前にしております。

それにつきましては、また資料3に戻りますが、第6条、自主規制値の遵守というところに横棒が引いてございますとおり、これについては削除をさせていただいたということでございます。

続きまして、第7条。第1項、別表2、測定回数が少ないのではないかとご意見で、必要に応じ追加測定を行います。測定回数については第7条第2項の協議によることとします、というお答えを以前させていただきました。これにつきましては、先ほどお示しをさせていただきました資料4の回数を、現時点での測定回数として考えているところでございます。

続きまして、測定時に立ち会いをさせてほしいということでもございました。それについて、立ち会いが可能な測定項目について検討しますというお答えを以前させていただきました。今回、条文上はどこにも記載しておりませんが、立ち会いが可能なものにつきましてはお立ち会いをいただければと考えております。具体的には、騒音・振動、空間放射線量率等については可能であると思っております。そのほかのものにつきましては、例えば検体の採取の状況ですとか観測機器の設置状況といったものをごらんいただくことは十分に可能であると考えているところでございます。基本的に、立ち会い可能なものについては立ち会っていただいて結構でございます、ということでございます。

続きまして、敷地境界の調査は東西南北で行い、近隣が納得するように位置を明確にすべきである、というご意見でもございました。これについては、東西南北で行うこととし、位置については協議しますというお答えを以前させていただきましたが、先ほどの資料4にも書かせていただきましたとおり、東西南北の敷地境界4カ所で実施することとしました。

続きまして、別表2の騒音・振動について、工事中常時測定しているので、そういう機器があるなら稼働後も常時測定すべきである。それから、それに追加して臭気も加えるようにという2つのご意見がございました。それにつきましては、建設中は外の作業ですが、建設後は屋内の作業が中

心となるので、検討させていただきますという回答をさせていただいたところでございます。

これにつきましては、施設は環境基準を守るように設計されておりまして、周辺にご迷惑をかけるようなことはないと考えておりますので、資料4のとおり、常時測定ではなく、騒音・振動については年2回の測定で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。それから臭気につきましては、連続測定が技術的にできないということを確認いたしました。ただ、先ほども申し上げましたとおり、臭気については多くのご意見をいただいておりますので、騒音・振動よりも2回多い年4回としたところがございますので、ご理解をいただければと考えているところでございます。

続きまして、別表3の最大着地濃度出現地点付近での測定方法は、定点で気候条件を含む常時観測を行うべきというご意見で、これにつきましては専門家の意見を聞いて検討していきますという回答を以前させていただきました。

これにつきましては、先ほど資料4の別表でご説明させていただきましたとおり、ふじみ衛生組合の影響を周辺環境測定ではなかなか把握できないということですので、先ほども申し上げましたとおり、現在バックグラウンドを測定しております三鷹市立南浦小学校及び調布市しいの木公園におきまして年2回、各1週間の測定を行いたいということでご理解をいただければと考えているところでございます。

続きまして、放射能はいろいろな国の基準を参考に自主規制値を設けるべきであるというご意見でございます。これにつきましては、放射能についてはこれまでも地元協議会の中でいろいろなご意見をいただいておりますので、国等の基準を確実に下回るシステムづくりを検討してご提案をさせていただきます、というお話をさせていただきました。

この、「国等の基準を確実に下回るシステムづくり」ということで、本日、資料として出させていただきましたのが資料5でございます。災害廃棄物の受け入れに関するふじみ衛生組合の考え方（案）というものでございます。これがシステムづくりと考えております。

まず1点目でございます。ふじみ衛生組合は、東京都及び東京都市長会が被災地の自治体と締結する東日本大震災に伴う災害廃棄物処理に伴う基本協定によって災害廃棄物を受け入れるというのがまず前提ですというお

話です。

そして2点目です。ふじみ衛生組合が災害廃棄物を受け入れるときは、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書、今検討している協定書に基づいて、事前にふじみ衛生組合地元協議会と協議をするものとする。事前協議が前提ですということ。

そして3点目、ふじみ衛生組合が災害廃棄物を受け入れるときには、事前に両市の市民に対して説明会を開催するという事。

そして4点目、ふじみ衛生組合は、災害廃棄物の受け入れに当たっては、原則放射性セシウム濃度が240ベクレル以下の災害廃棄物を受け入れるものとするということをお約束いたします、ということ。

そして5点目としましては、ふじみ衛生組合は、災害廃棄物を焼却した焼却灰または飛灰の放射性セシウム濃度が8,000ベクレルを超えた場合は、原則災害廃棄物の受け入れを停止するものとします、ということ。あわせて、こちらのふじみ衛生組合の地元協議会及び、この後出てまいりますふじみ衛生組合安全衛生専門委員会——仮称ですが、に報告をいたしますということ。

そして6点目、ふじみ衛生組合は、災害廃棄物を焼却した焼却灰または飛灰の放射性セシウム濃度が4,000ベクレルを超えた場合は、放射能の測定回数を増やすなど、監視体制を強化する。8,000になってからではなく、4,000を超えた時点で監視体制を強化するということを行いたいということでございます。

続いて7点目。ふじみ衛生組合は、災害廃棄物を焼却した焼却灰または飛灰の放射性セシウム濃度が4,000ベクレルを超えた場合は、ふじみ衛生組合地元協議会及び専門委員会に報告をいたします、ということです。

8,000になるまで黙っているのではなく、4,000を超えた時点で報告をさせていただきます、ということです。

8点目。ふじみ衛生組合は、災害廃棄物を焼却した焼却灰または飛灰の放射性セシウム濃度が8,000ベクレル以下の場合でも、4,000ベクレルを超えた場合は、災害廃棄物の混入比率を減らすなどの工夫によって、放射性セシウム濃度が4,000ベクレルを下回るように努めるとともに、専門委員会に報告し、専門委員会の検討結果に基づき、さらなる対応を行うものいたします、ということです。

そして9点目です。ふじみ衛生組合は、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書に基づき、放射能濃度の測定結果について両市の市民に対して情報公開するものとする、ということで、ガラス張りの情報公開を行っていきま、というような、こういったシステムづくりを行うことにしたいということで、本日初めてですが、ご提案をさせていただくものでございます。

それから、次の、山形の場合4,000ベクレルの自主規制値を設けている。ふじみで焼却する際も新たな放射能基準の問題が議論されなければならないし、協議されていないことを今確認させていただく。ぜひ自主規制値を確立すべきということですが、これは、今申し上げました新しいシステムづくりをふじみ衛生組合で行いますので、この新しいシステムづくりでいかがかということでご提案をさせていただきます。

続きまして、第7条から第8条にかけまして、委員の方からご提案をいただきました。そのご提案につきましては、参考とさせていただきますというご回答をさせていただいております。今日は、この提案資料が皆さんのお手元にはないのですが、以前、皆さんに席上配付させていただきましたので、内容をご存じだと思います。これにつきましては、このご提案いただきました内容をもとに、先ほど申し上げました資料4の放射能に関する測定項目、測定方法及び回数等をご提案させていただきました。提案者の意見を踏まえた形で、資料4はおつくりしたつもりでございますので、何かあればまたご意見をいただければと考えているところでございます。

続きまして第9条に移らせていただきます。別表4、円滑な構内交通の確保から、Dゲートを閉鎖せず使用すべきというご意見。また、構外交通の事故のリスクから、ゲートを増やすべきではないという逆のご意見がございました。交通動線計画につきましてはDゲートを使用しないという事務局案が第10回の地元協議会において確認されております。実際に運用を開始しまして、万が一交通渋滞が発生した場合には直ちに見直しを行うということでご了承をいただいておりますので、その方向でご理解をお願いしたいと申し上げます。

具体的には、資料6-1の車両搬出入、それから資料6-2の交通安全対策ということで、実際にこの表をつけさせていただいておりますので、こういった形で車両の搬出入については交通安全の視点、それから渋滞の

視点を踏まえまして、両市等にも要望を行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、次のご意見です。ゲートに交通整理員を配置してほしいというご意見で、配置する方向で検討します、というご回答を以前させていただいております。

これについては、第9条の第4項の条文でございます。「乙は、構内への車両の出入り口に交通整理員を配置するものとする」。条文にも記載のとおりでございます。

次のご意見。景観だけでなく、構内における車の渋滞を防ぐよう最大限努力するとの内容を加えるべきということで、その内容を加える方向で文章を整理します、というご意見でございます。

これにつきましては、第9条の3項、「乙は、構内における車の渋滞を防ぐよう最大限の努力をするものとする」ということで、これについても条文上記載をさせていただいたというところでございます。

続きまして、条文または別表の追加ということで、飛灰、主灰、排ガス、排水の放射能、敷地四隅、バス駐車場での空間放射線量を測定すべき。それから、測定結果の評価を加えるべきということでご意見をいただいております。

この前半の部分につきましては、既に資料4にご説明をさせていただきましたとおりでございます。それから、測定結果の評価を加えるべきというのは、第3章とあわせて検討しますというふうにご回答をさせていただきました。第3章の第10条に、専門組織による評価を考えておりますので、詳細につきましては第10条のところの説明をさせていただきたいと思っております。

第2章までということですので、ここで一度切らせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

D 委員：第1章総則に関連して、2点だけ質問及び意見を述べさせていただきます。

まず第1章の第2条3の3、両市ごみ処理基本計画を策定する委員会に、ふじみ衛生組合から参加させてもらいたいという提案をしていたのですが、それについての質問なのですが、両市、次回の委員の選定は何年後にあるのでしょうか。

次に、第3条の2ですが、これは意見として述べさせていただきますが、まず、G委員から聞いた相互支援というものと、私が今まで聞いていた相互支援が若干ニュアンスが違う。もしG委員のおっしゃるとおりであれば、これはもう、広域支援と全く区別がつかないはずです。

私らが聞いていた相互支援とは、三鷹市と武蔵野市が等量のごみを行ってこいという関係にするというから、そういうものは報告でいいんじゃないか、私らはそのことについて異論があるわけではありません。ただし、そういうことが全くわからなくて、今回ちょっと条文を変えてありますが、不十分ですよ。行ってこいという関係になっていない。

というのは、赤字の部分ですが、「相互にごみを受け入れ、または搬出」というわけですから、例えばAが受け入れをしてBが搬出したら、これは一方通行じゃないですか。行ってこいじゃない。論理的におかしいので、もしこれを言うならば、または「及び」になるはずだし、文章としてややこしくなれば「やりとり」とかね。

だから、この部分は、従来、事務長等からお聞きしておりました、三鷹市と武蔵野市のごみの等量のやりとりですから「等量」という言葉も入れる必要があると思うんです。相互に同量のごみを受け入れ、あるいはやりとりというようなことにしないといけないのではないかと。

それで、2つ目ですが、もしG委員がおっしゃるように、いや突発事故もあれば何もあるということになれば、これはもう広域支援と同じことですからね。武蔵野市という名前を出すのはなじまないから出せないとするれば、もうこれはまさに広域支援そのものではないですか。同じものを報告と協議使い分けるのは論理矛盾と思うので、ぜひこの辺は変えていただきたい。

- A 参与 : 相互支援は、三鷹と武蔵野市の実態から、D委員もご理解いただいているようですので、趣旨はそういうことです。ただ、前回も「原則として」という言葉で何かいろいろひっかかっていらっしゃる方もいらしたようですが、今まで武蔵野と三鷹はそういうことでやってきています。ただ、事故とか何か突発のことがあったときの臨時的な対応という含みを残しているのは、そう言いながら、広い意味でそういうパートナーとしての協定を結びながらも、同量の行ってこいでやるのですが、ある年度においては、今まではないのですが、例えば武蔵野市さんが増えたりとか、三鷹が増え

たりというようなことがあることもあるだろうということで、含みを持たせているということです。

あと、そういう意味で三鷹の実態からいうと、まさに調布市さんのごみの受け入れというのは、現在続いています、これも「広域支援的」でもありますが、相互ではないですけど「相互支援的」なんです。今、調布市さんはごみ処理場を持っていませんから。ただ、そこにはやはり一緒にごみ処理場をつくるというパートナーとしての関係があるので、それはそういうことで、私どもは気持ちとしては相互支援的な気持ちで受け入れている。そういう、ちょっと杓子定規にいかない部分、はみ出る部分がございますから、それを武蔵野市さんも今回の要望の中では「原則」という言葉で言われていて、私どもも、条文であまりがちがちに縛ると難しい部分もあるのではないかなということでやっています。

あと、三鷹の場合、小金井市さんのごみを受け入れています、これは広域支援なんです。お隣ですけど。これはやはり、同じように小金井市さんも今、ごみ処理場がないのですが、三鷹市を含め他の自治体と一緒にごみ処理場をつくるというような状況ではありませんから、広域支援という枠組みになります。多摩地域の全体のブロックの会議とかそういうところで、市長会でそういう決定をしてもらって、それに基づいて協力できる市が手を挙げるという中で、三鷹市が手を挙げたということでございます。ただ、そんなにおっしゃっているほど意味は変わらないと思いますので、文言が足りない部分があれば「同量」という言葉を入れるとか、そういう文言調整の中で対応しても、私どもはいいのではないかなと思っています。

C 委員 : 最初のご質問で、両市の次期のごみ処理計画の策定期間ということですが、まず三鷹市のほうからお答えをします。

三鷹市の現行の計画は平成27年度、2015年までですので、次の策定は当該の平成27年度、平成28年度以降が新しくなりますので、平成27年度を想定しております。

Q 委員 : 調布市の方ですが、まさに今、策定をしているところであって、スタート年度は平成25年度からです。

それで、委員の話ですが、任期は2年で、ことしの7月に改選を迎えますが、メンバーについてはこれまでごみ環境基本計画の議論をしていただいたということもありますので、基本的に継続ということをお願いを

する予定でございます。

F 委員 : 今、広域支援と相互支援の話題ですが、多摩地域はごみ処理広域支援体制実施要綱というのがありますよね。それに基づいて広域支援ということが契約されているかと思うのですが、今の説明だと矛盾すると思うんです。第4節、支援というところが、この要綱の中にあるのですが、その支援の中の15条、「市町村等の責務」という条項があります。ちょっと読み上げますと、「市町村等は、協力体制を円滑に実施するため、長期的視点に立ち相互支援の精神を持ち、次の責務を負うものとする。」と書かれています。あと、1項、2項、3項とあるのですが。それから第16条、「協力の必要な事態」という条項があって、協力の必要な事態とは、次のとおりとする。

- 1、緊急事態。不慮の事故等による突発的な施設停止または処理能力が著しく低下した場合をいう。
- 2、事前予測可能事態・施設の定期点検整備または改修工事、更新、新設であらかじめ計画された事態をいう。
- 3、前号に規定する、新設であらかじめ計画された事態とは、一般廃棄物云々かんぬん、と書かれているわけです。

先ほど、緊急云々ということについてなじまないんだ、だから相互支援なんだという、室長はそういうお話をされましたが、この多摩広域の実実施要綱の中には、協力の必要な事態という条項の中に緊急事態も入っていますよね。それで、ブロック会議等があるからなかなか迅速にいかないのだといいますが、三鷹市においては、先ほど小金井のごみを燃やしていると。それは緊急、人道的なことということで多分、判断されたのだと思うんです。ならば、広域支援のブロック制度がそれになじまないという理由は、これは論理矛盾していると思うんです。緊急であるか否かは、相互支援であろうが広域支援であろうが、もうここの多摩地域の緊急事態なんですよ、そういう場合は。

だから、これから我々が結ぶであろう支援の中で、相互支援と広域支援をわざわざ分けるということは、この多摩地域の実実施要綱からいってもおかしい。それは包括すればいい話であって、包括しない、相互支援は武蔵野市とやるんだという当初の説明からスタートしている話ですから、それがそうじゃなくて、だんだん色が変わってきたところに問題点が私はあるのだらうと思うんです。じゃあそれが、固有名詞を出せないというのであれば、多摩地域において広域でみんな支援しようよという約束事のもとの

契約になっているわけですから、それをわざわざ条項において分ける必要はないのだし、分けることに意味がどれほどあるのだろうか。まずこれとの関係を説明していただきたい。

A 参与 : ちょっと誤解があるようなのですが……。

A 委員 : ちょっと回答の前にいいですか。同じ問題で重複するから。

会 長 : 関連ですか。A委員どうぞ。

A 委員 : 横から申しわけないのですが。協定書の文章として、ちょっと言葉の整理を、こういうふうにしたらいいと思うんです。それは、ここの場の討議の経過でもあると思うので、それを踏まえて申し上げます。

私らは組織市以外のごみを受け入れるときに、報告で了承することと、協議を必要としてその上で了承することとあってしかるべきではないかというふうに議論してきました。それで、報告でいいよという点については、三鷹の旧来の関係も含めて、今度新しくふじみが武蔵野と協定を結んだという事実の上に立って、それを相互支援と言葉の中で規定してきたわけです。これは報告でいいよ。それは3条の2に、「相互支援協定に基づき」と書いてありますね。このとおりで、これでいいと思うんです。

それから、多摩地域の広域支援協定も我々は配付されて、承知しているわけです。これについては、受け入れるときに協議してくれと、いう議論になったと思うんですが、ここでは、細かいことを申し上げますが、「多摩地域の支援協定に基づき」と書いていないですよ。「支援及び」ということで、何なのか概念が確定されていない。だからここはもう、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書に基づいて受け入れる場合には協議するよということ、討議の経過では議論してきたと思うんです。これ、どなたも異論はないと思うんです。ここでは、そういうことを、条文として整理をしてもらいたい。条文として、支援協定に基づくのだったら、そういうふうに両方入れてもらえば、みんな委員の人は頭の中が整理できるわけ。そういうことが、いろいろな要望を入れてもらったということになると思うので。

それで、それ以外のごみが発生したわけですよ。これは想定していなかった。そういう事態があるのなら、それをどう取り扱うかというのは、その後にある「その他の地域」という表現で、これを広域支援と呼ぶのかどうかは、私はこだわりませんが、「その他の地域」というのは、もうそれ

以外の地域を指すわけです。そのときには協議するというのは当然であって、これはそういうことをこの条文として整理してもらおうと、多分、D委員のご意見もF委員のご意見も問題点が整理されるのではないかと、で、討議の経過でもあるのではないかとというふうに思います。それは要望です。意見です。どういうふうに取り扱うか整理していただければいいと思う。

これは嫌味になるけれども、申し上げたいのは、「事前」というのはいつを指すのか。事前に甲と協議をすると。それで、事前というのは取り扱う前を指すのは当然ですよ。そのことをきっちり確認しておいていただきたい。

なぜそういうことを言うかということ、女川町のごみは勝手に去年の11月頃、東京都知事と一緒に市長会が協定しているわけです。我々が聞くのは、ふじみの議会にかかるのはことしに入ってからなわけです。そういうのを事前と言うのかどうかということ、私は事前とはそういうのは言わないと思う。そういう事実があるものですから、この場合の協定における事前という問題は、受け入れる前に少なくとも話をしてほしいということだと。そのことを約束するのだということを確認しておきたい。ついでですが、文章と。

- A 参与 : 相互支援と広域の支援の関係は、直接私どもの武蔵野の件が発端ですから、ちょっと私のほうから説明させていただきますと、F委員のご質問、これまでうちの方も説明してきたと思いますが、ぜひご理解いただきたいのは、多摩地域のごみ処理のこの協定に基づいて、人道的にどうだという形で支援するというのは最後の手段なんです。これが最初にありきではないんですよ。だから、最初はやはり、ご近所とかそういう関係の中で解決できるなら、そのほうがいいんです。その解決のルールを前もってお互い様ということで結び合うなら、そのほうがずっといいわけです。特に固有名詞で特定の市のことは言いたくありませんが、そこは、そういう関係の中で解決できなかったんです。しかも、建てられる見通しもなかなか立たない。今も苦しんでいらっしゃいますが、そういう中でのことですから、かなり特例的に、人道的な配慮ということで市長会のほうでも認めてきた経過があります。

ですから、それが最初にありきではないということ。まずお互い様でできれば一番いい。それがなおかつルール化していれば、特にそのとき1回

ごとに何かやらなくてもやれる関係ができていれば一番いい。そういうふうにご理解いただければ、最初のところのご質問の第16条の2とか、それはかなり包括的にいろいろ書いてあるのですが、そこに最初に行かないという自助努力、あるいは共助みたいな感じのところ、この相互支援か広域支援かみたいな、そういう言葉ですので、それはぜひご理解いただきたいなと思います。

A委員の前半のほうは、ご意見ですが、私としては、かなり納得させられました。これは調整もありますから、いろいろまた制度管理者と意見を交わしますが、そういうふうに私としては受けとめました。

事前とはどういうときを指すかというのは、これもまた難しい議論を投げかけていただいて、今は即答できませんが、女川町の問題というのは、前もって最初から私どもはわかっていたというよりも、これは都道府県でまず、国との間でのいろいろな交渉の中で出てきた話ですから、市長会も含めて、日本全体でどういうふうに支えるかという大きな問題の中で決断をされてきたと思います。

個別にどういうふうにするかということについては、今回、こういうルールがまだ話し合っている中でのことですので、あと女川町については、直接的には今年度中だけの話ですから、具体的には来年度以降の話については、つまり稼働してからということ、その前に女川町の件は終わっていますから、その後についてはまたご相談しながらやっていくことになるのではないかなと思います。この協定に基づいて動いていくことになるかと思いますが、今の段階ではそのレベルでお知らせさせていただきます。

A 委員 : 難しいことかもしれないが、言葉のとおり手続をやってくれということです。

B 委員 : 前回のときもいろいろ広域支援と相互支援で議論になったわけです。今日、今、A委員が言ったような要約になったのですが、要するに、具体的にいえば、小金井が建てかえるときにどうするんですか。調布さん、よろしくお願ひしますといったときにどっちに入るんですか。具体的にお願ひします。

A 参与 : いや、単純なことです。小金井市さんができていて、例えばごみ処理場ができていない場合ですか、できていないときですか。

B 委員 : できていないですね。

A 参与 : できていないときは、今と同じで広域支援の話です。

B 委員 : 広域支援なんですか。

A 参与 : 広域支援です。小金井市さんがもしもごみの処理場ができていて、ふじみとの間で相互支援を結びませんかといったときに、それは断るか断らないかは、それは相談で決める話ではないでしょうか。だから、素晴らしい施設ができて、うちが困っているかもしれないとか、そのときをお願いするような関係になっているかもしれませんが、今はそういうことはありませんが。できた後の話はできた後の話、今の段階では広域支援です。で、広域支援は、三鷹の環境センターでは受け入れています、ふじみで受け入れるかどうかはまた議論の余地があると。

D 委員 : A委員の提案に一抹の不安を覚えるのは、既にある相互支援協定に基づきということであれば、もちろん結構です。しかし、相互支援協定も広域支援協定も中身は全く同じです。協定の内容を読んでもください。そういう状況のもとで、新たに別の相互支援協定を行政がつくられて、報告で済まされては承知できません。行政サイドに任意性があるのは困りますと申し上げているんです。そういうことでありますので、ぜひご検討いただきたいと。ご回答いただきたいと思います。

A 参与 : 何度も申し上げますが、基本的には、相互協定というのはふじみとどこかのごみ処理場との間で、お互いに困ったときにこういうふうにしましようとか、工事のときにはこういうふうにしましようということをお互いに決め合うわけです。同じ文言が広域支援にも載っていますが、それはそういう、何度も繰り返しますが、相互協定とかそういうものができなかった、どうしても困るから広域で救おうと、そういう話なんです。だから、中身が似てくるのは当然のことなんです。ただ、レベルが違うんです。

だからそれは、お隣同士で助け合おうと言っているのだけれど、隣に助ける人がいないから、じゃあみんなで何とかしてあげようよというふうになる段階が広域支援なんです。だから、それと同じ中身で計画的にどうだとか、工事のときにどうだとか、緊急のときにどうだというのは、どちらもそれは書いてある。

でも、相互協定ができるというのは、要するに仲よしのクラブ、仲よしの人がいっぱいできて、何かあったときにみんなに呼びかけて、何とかし

てくださいよと言わずに済むんです。だから、それはそのほうがいいではないですか。

だから、武蔵野と三鷹が今までやってきたのは、そういうふうに来てきた。だからおそらく、このふじみでも同じように、やる市があれば、武蔵野市さんから既に声がかかっていますが、もう1つぐらいあってもいいかもしれないし、武蔵野市さんだけでもいいかもしれない。それはこれからの状況によるのだと思います。だから、中身が似ているのは当然のことなんです。

D 委員 : であるならば、なぜ協議と報告になるんですか。両方とも協議すべきではないんですか。私らはそう言っているだけの話ですよ。

A 参与 : ですからそれは、このふじみというところでやるときには、三鷹もそうなのですが、要するに相互支援という協定があるから、広域支援のときは緊急のときだけと絞り込むことができます。ほかに突発的な災害だとか危機的な状況があったときに、広域にゆだねるしかないときの最後の手段として広域ということを考えられるんです。言っている意味はわかってもらえますか。

D 委員 : 全然わかりません。

A 参与 : だから、相互協定というのがあるから、今回のこの環境保全協定の中では、広域協定というのはかなり例外的なことを言うことで済むというふうに理解していただいているのではないのでしょうか。

D 委員 : それが報告と協議に違いが出るということがわからないだけです。

A 参与 : ですから、さっきから言っているように、武蔵野市さんと三鷹市の場合には、お互いに困ったときに助け合う、お互い様でしょう。特別なことじゃなくて、そういうふうに常に困ったときにはお互いにやり合うから報告でいいという、そういうルールでできるではないですか。ただ、広域のときには、それ以外のかかなり緊急な事態だとか、大きなことが想定されるから、そのときに受け入れるかどうか、例えばここで想定しているような、どこかの市で基幹産業の大きなものが来る、あるいは災害のごみを引き受けるというのは大きなことではないですか。ですから、それは事前協議しましょうということです。改めて緊急なものに限定されてくるからなんです、相互協定がしっかりしていれば。

D 委員 : こればかり議論していても大変ですからいいかげんに終わりたいと思

いますが、既にある相互支援協定に基づいては報告で済ますと。新たにもし相互支援協定を結ぶのなら協議するということでしたら話の筋として非常に明快なので、それなら結構です。

○ 委員 : 仮定の問題に対して質問するのは申しわけないと思いますが、この第3条の3ですね。「乙は、多摩地域ごみ処理広域支援及びその他の地域からの広域支援によりごみを受け入れるときは」と書いてあるんです。これは明らかに受け入れることを前提にしているのですが、この場合は、ごみを受け入れるか否かは事前に甲と協議するということではいけないのでしょうか。というのは、今、いろいろたくさん地域が出ました。でも、どんどん付加されますと、非常に広域支援による人道的な問題だとか政治的な問題だとかいうので、どんどん増えていきますね。そういう文言を入れておけば、できなければ、これはもう受け入れることはできませんよと断ることができるわけです。ここに書いてある文章によりますと、「受け入れるときは」と書いてありますから、可能なことを言っている前提なので、私は受け入れるか否かは事前に甲と協議して決定すると、こういうふうにやったほうがいいのではないかと思うのですが。

a 副会長 : 本案の「受け入れるときは」というのは、まさに受け入れる前、事前にやるわけですから、当然今のような趣旨で、受け入れる前に協議をするという形になります。それで趣旨としては同じだと思いますので、それでご理解いただければ。

○ 委員 : じゃあ、拒絶できるということもあり得るわけですね。

a 副会長 : その中で、協議の中で、状況によってはそういうこともあり得ると思います。

○ 委員 : それが大事だと思います。

F 委員 : 理解できないので再度質問します。それならば、私の質問したことの続きですが、多摩地域実施要綱の目的のところ、4行ぐらい文字が入っておりますが、武蔵野市の相互支援の協定書の目的と文言としては似ているんです。広域支援のほうが詳しく書いてあるようなイメージです。だけど、両方とも、ごみ処理、相互協力により円滑な体制を確保することを目的とするというような、似たような文言に書かれているわけです。

だから、私が理解できないんじゃないかと、先ほど室長が、迅速に緊急にやるためには相互支援のほうが云々かんぬんと言ったから、私、この要綱

をみただけの話でね。だったら、じゃあ支援の前提条件としてどういうことがあるのかといたら、ここにちゃんと書いてあるわけじゃない。ここにも緊急という言葉が入っているから、整合性がとれないですよと言っているだけの話で。A参加が誤解しないで理解してほしいと言われるけれど、その言葉にも私は納得できませんよ。ここに書いてあるんだから。室長が説明したこととこのことは離反していますよということを私は言っているだけの話であって、そのことを整理して言ってくれるのなら、別に私はここにそんなにこだわっているわけではないんです。

A 参加 : ご納得いかないような説明で申しわけないのですが、中身が同じなのは、同じことを目指している部分がありますよね。目標は同じなんです。困っているところに助け船を出すということなんです。ただ、今、多摩の広域支援の要綱があるから、みんなそこに相談しているか、そこに持っていつているかといったら違うんです。最初はお隣同士とか、昔からの関係があるところとか、前にちょっとかかわったところから始まるんですよ。そこで、そういう相手がいないときに、困ってそこに訴えると、市長会でそれを考えようという話になって、いろいろな条件をつけられたり、いつまでに解決するか明確にしろとか、いろいろなことを言われながら、じゃあ手を挙げるところはあるかというわけです。そのときに、最初はブロック別と言うのですが、この近隣の中でないか。なければ、お隣でないかということやって、それでようやく助けてもらうわけです。

だから、ほんとうは最初からお互い様同士で、困ったときはお互い様ではないかということで手を結び合っていればいいし、それがずっと恒常的にやるならば相互協定ということやっていればそれが一番いいわけです。ですから、その相互協定があれば、大きくいろいろなところにご迷惑をかけないで、お隣同士の間で解決できるわけですから、それでいいではないかということです。

ですから、最初にやはり自助努力があり、次に相互の協力があり、そして、それでも解決できないときに広域支援に持っていくという順番ですので、中身が似るのはF委員がおっしゃるとおりなのですが、そっちでいいじゃないかという話ではなくて、前提は自助努力、相互協力、そういうところから始まるということで、相互協定は大変重要だということでご理解いただきたいということです。

A 委員 : 第6条なのですが、確かにこれまでの協議会の中で、第2条で法令遵守の問題を確認しているから重複ではないかという意見があって、削除をされたと理解していますが、協定文の座りからいって、ずっと今度配付いただいて眺めていて感じるのは別表1を特定する場所が、どう考えても第6条なんです。

確かに、第12条にも第8条にも別表1は特定されていますが、第8条は情報公開を趣旨とした条文であるし、第12条は運転措置、停止の問題を特定するために掲げている条文であって、有害廃棄物それ自身の特定は第6条でされていると読めるんです。私は第6条を復活されたらいいかなという意見なんです。そう思わないなら、それはそれでいいのですけれど、私は全体を再度読み直してそう感じているので、意見を申し上げているわけです。

a 副会長 : 実はこちら、前に第6条のところで、重複している部分があるので削除してもよいのではないかと、必要ないのではないかと意見を踏まえて削除したものでございますが、今、やはりこの並びからするとあってもよろしいのではないかと意見です。

削除したほうがよいという意見の方に異論がなければ、これは原案に載っているものなので、私どもは復活して一向に差し支えございません。

会 長 : 異論はありますか。

A 委員 : それと、今そのことを、第1項を、情報公開では常時やっているわけですから、常時測定するわけですね。どこで測定するかというのはどこかに規定してありますか。

G 委員 : 本日お配りしました資料4の別表に、ばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物、塩化水素については年6回の計量証明を出すとともに運転管理上連続測定をしますということで、測定回数のところ「連続測定」と書かせていただいております。同様に、水銀につきましても年6回及び連続測定ということで記載しております。

A 委員 : 連続測定というのはそれを指しているわけね。わかりました。

会 長 : 第6条に関しては復活ということでよろしいのでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 : 異論がなければ、では復活します。

B 委員 : 資料4のところで、いろいろ議論があつたりして、景観だけではなくて

臭気もやってくれよと。ということは、新しい焼却炉と、現在、旧の不燃物の処理施設、2棟あるわけです。それで、臭気指数は測定回数年4回になっていますね。この間、6月15日も1時から2時、3時から4時、東南の風が吹くとうちのほうへにおいがずっと入ってくるわけです。それで、事務長の回答では、年4回やったけれど臭気はありませんと文書で言っていました。年4回だと、365日あそこはやっている。土日は別として、やっているわけですよ。実際にああいうにおいが出ています。この間質問したように、旧棟の不燃物処理棟の中では、22、23、24という悪臭が指数として調査してありますよね。この間いただきましたけれども。その悪臭を活性炭とか貝殻、ヤシ殻、そういうものを使って脱臭しないで外へ出してくるからにおうんですよ。そうですね。脱臭しないで外へ出していますよね。

だから、この間も言ったように、大型の7馬力半の吸引をするのだったら、部屋の中に加圧するんですから、当然、加圧するとにおいが外へ出るわけです。だから、中においを脱臭して外へ出すように、多摩ニュータウンのように4万立方メートルの、2台使っていますよね。で、10回、8回ですか、あのときにちゃんと資料を配ってあるじゃないですか。だから、それをつければにおいというのは消えるわけです。なぜそれをやらないんですか。

a 副会長 : まず、今のB委員の意見の最初のところですが、今、旧施設もございまずので測定している関係で、それぞれ敷地境界のところでの測定においては、法令基準を全部下回っているという部分で申し上げたものでございまず。それは事実としてそういうこととございまず。

それから、確かに、現在の施設の部分で、必ずしもにおいがゼロというわけでは、おっしゃるとおりございまずせん。それは今までもいろいろな努力をしてきまして、シートシャッターをつけるとか、いろいろやってきた中で、改善はもちろんしておりますが、さらに一層改善するために、先ほどB委員からは、そういう活性炭等を活用したほうがよいのではないかと、いうご意見をいただいております。また、いろいろなところで個別にお会いした中でも、確かにそのようなご意見もいただいておりますので、私どもは引き続き、よく環境に対して、においに対しても効果があるように、今、順次進めているところでございまず。またB委員とは個別で会うとき

もあります。その際には、その検討結果についてもお知らせしたいと思えます。

B 委員 : それはおかしいです。もう1回。要するに、においを活性炭で消せないからにおうんですよ。なぜやらないんですか。やるのならやる、やらないならやらないで文書をください。

a 副会長 : 今、B委員からご意見をいただきましたので、それに対しては、こちらの内部では、正直に申し上げて検討しているところでございますので、その検討結果が出た段階でお知らせしたいと考えております。今日はまだ検討結果が出ておりませんので、ご容赦ください。

B 委員 : これ以上、納得しませんから。後ほど話しましょう。

A 委員 : 別表1に放射能を加えるという考え方はお持ちになつていますか、いませんか。

それから、国の基準を下回る方向で考えたいというふうに約束をいただいたと理解しているのですが、資料5、それから資料4の4、放射能にかかわる問題が記されていますが、これは国の基準を下回るといえる部分はどの部分とどの部分を指しますか。質問です。

G 委員 : まず1点目、別表1に放射能を加えることは考えていらっしゃいませんかということでございます。これは今日の資料2の最後の部分なのですが、皆様のご意見の中で、測定回数を減ずるとか大きな流れがあると思うので、その都度別表を変更で協定変更とすると、各自治会長さんの印鑑を押しってもらうようになるので効率が悪いというご意見もいただきました。ここに入れてしまいますと、測定回数を増減しようと思っても、全員の自治会長さん、町会長さんの印鑑が必要になるので、あえてこの中には入れないで、資料4のほうに持ってくることによって、測定回数の増減については柔軟に対応するという、この地元協議会でご了承いただければ増減は自由に変えられるようにするために、あえて外しているものでございます。

2点目、国の基準等を下回る工夫というところですが、国の基準が資料4の4に書いてあります。災害廃棄物受け入れ時の措置ということで、8,000ベクレルを超えた場合は災害廃棄物の受け入れ停止とありますから、まず焼却灰、飛灰については国の基準は8,000ベクレルでございます。それから、排ガス、排水につきましての国の基準は、下にちょっと難しい数式が書いてあるのですが、セシウム134と137を合計した値です、

排ガスについても排水についても。それがこの数値上1を超えないことというのが国の基準でございます。ですので、これが超えるような排ガス、排水が出てくる場合には災害廃棄物の受け入れを停止しますという、大前提がまずございまして、その上で、山形の4,000ベクレルの事例も委員さんのほうからご紹介いただきましたので、それを踏まえた形で、ふじみとしても4,000ベクレルを超えた場合には監視等を強化するとか、地元協議会への報告、それからこの後議論をいただきます専門委員会への報告、そして専門委員会から何か有効な手立てがあればそれを採用するというようなこと。それから、4,000ベクレルを超えた場合については災害廃棄物の混入率を低めるとか、そういった具体的な方法をとって、国の基準を絶対超えないようにしていくというのがふじみ衛生組合の考え方でございます。

ですから、今回、4,000ベクレルを超えないようにするというのは、1つの自主規制値——自主規制値という言葉は使いませんが、ふじみ衛生組合としての考え方ということでご理解いただければと思います。

A 委員 : ここに何項目も書いてあるけれど、この6とかそういうものを指すと。そこに自主規制値があると。

B 参与 : それでは私のほうから補足というか、同じことになるのですが、資料5のふじみ衛生組合の考え方(案)という、縦長のものがありますね。1番から9番まで番号を振ってございます。この中で、1番から5番までは国、東京都の基準、今まで多摩の広域のほうでも受け入れをしていく、その条件になっています。そして日の出町のほうの最終処分場の部分についても、この国の基準、東京都の基準というのがもともになっているということです。

それから、6、7、8というこの3つの項目が、従来からいろいろご意見がありました山形県は4,000ベクレルでやっているということもありましたので、これを、言ってみれば予防的な措置という言い方がいいのかどうかわかりませんが、ふじみ衛生組合の新たに付加をしたものという形でございます。

これは非常に、他の処分をしていく事業所、多摩のいろいろ組合がございしますが、そこではつけていないという形になりますので、非常にこれは大きな意味合いを持つものだとは思っております。

F 委員 : この4,000、8,000の話は、別に東北地方のごみを差別云々とい

うことではないのですが、大体が国の放射能の情報開示というところがあやふやなものだから、みんな疑心暗鬼になっているわけです。

今、これがだんだん、締結に向けて、我々、自分のところの自治会の中でもいろいろ要望が、今となって煮詰まってきたというところも正直あって、追加でもっと場所を増やしてほしいとか、例えば私の住宅ではとりで公園というのがあって、あそこはきれいになってから非常に、地域住民だけではなくて、わざわざ車をとめて、休みの日などは結構近所の方が小さいお子さんを遊ばせている。以前、もっと汚かったときはあまり人気はなかったのですが、今はとても人気がある公園になっています。ああいう場所も増やしてほしいという要望も追加で出てきているような状況。それというのが、やはり放射能に関して、ごみの施設とは附随する問題で、2番目の問題かもしれませんが、当然燃やすことになるであろうと予測できる。それに対して過敏な反応をしているのが事実だと思います。なぜならば、今、セシウムの中で、8,000だ4,000だといろいろ言っているけれども、ほんとうは福島で爆発したのは、いわゆるアルファ線とかベータ線とか言われているものについて、国から発表になっていないんです。放射能で一番怖いのは、そっちのほうの方が本来怖いはずなのに。ところが、それををはかるのは容易じゃないということもあって、それについてはあまり触れられていないのが現状だと思う。そこら辺をとらえて、頑強に反対している市民グループというのは、そういう一点をとらえながらいろいろ調べているのが事実で、インターネットにはたくさんそういう記事が出ています。当然ながら我々地元住民の中でもそういうことを怪しんでいるのはあるわけです。

ですから、そういうことがあるからこそ、私らがこの山形県の環境部長が指針を示している事例を挙げたのは、何と書いてあるか。災害廃棄物を埋め立て処分する場合と、災害廃棄物を焼却処分する場合ということでわざわざ書いているわけです。これ、多分、何が安全か、だれもちゃんとわかっていないから、とんでもない素人な総理大臣が安全だと言ってみたりして、とにかく原発再稼働しているわけじゃないですか。そういうもろもろ、何となくグレーゾーンに感じ取れる。説明する側じゃないですよ、感じ取る側の話をしているんですよ。すると、この山形県の環境部長は何を言っているかといえば、県民の安全・安心をより一層確保するためにと言

っているんです。国の基準を当面の間2分の1と設定すると。ここにメッセージがあらわれているのだらうと思うんです、私は。だからこそ、我々はそれを要望したんです。4,000がいいのか3,800がいいのか、そういう議論じゃないんですよ。住民に、これで行政はやっていきますよというメッセージだと思うんです。でもほんとうは、それはとんでもない、もっとはかり切れていない放射能があつて、被害が出るかもしれない。子供に奇形が生まれてくるかもしれない。だけど、それは予測できなかった。でも、予測できる事例があるのだから、こうやって住民の人たちを安心させている事例があるのだから、その趣旨を酌み取ってくださいねというお願いをした。じゃあそれを踏まえてやりますという話だった。具体的には6月に提案いたしますと。出てきたのがこれだけ。でもこれ、私は読んで、正直言ってがっかりしましたよ。8,000、これが基準になっているわけです。だけど4,000については、監視体制を強めます、委員会に報告します。じゃあその先は？ 別に、他県と比べてものをいうのは非常におこがましいのかもしれませんが、山形県においては4,000がガイドラインなんです。当面の間。それとこれとではかなり大きなスタンスの違いがあるんじゃないですか。住民に与える安心感、説明の。一番しやすいですね。だれも2分の1だから正しいかどうかわからない。2分の1で当面安全だということが確保できれば、8,000に戻したっていいんですよ。もうここで8,000が正しいという前提で走っちゃっている部分だから、みんな住民はグリーゾーンになって、「やっぱりか」と。こここのところに、一つ、ものすごいメッセージがあらわれていると思うんです、今回の回答の。

B 参与 : 今、F委員のおっしゃったことは非常に大事なことだと思っています。私も、この間いろいろご意見をいただきながら、そして他県の状況等々も踏まえた中で、山形県が一つ、4,000ベクレルという数字があるから、じゃあこれを、言ってみれば予防的な措置としてのことを入れればいいんだということだけではなくて、やはり市民の安心・安全をどう行政として担保できるのかというのが一番の大きな課題なのだろうなと思っています。

実質は、やはりこういう形の、国ないし東京都の基準数値は、基本として多摩、現在では7つありますが、それと同じ指標ではありますが、ただもう1つ、ここにこれを設けたということの意味合いは、F委員が先ほど

おっしゃったことと私どもの考え方というのは全く軌を一にする同一のものだというふうに私は思っておりますし、そういう意味でご理解をいただければありがたいなと思っております。

A 参与 : 三鷹市側の立場でいいますと、おっしゃることはよくわかるんです。安全・安心といいますが、安全という客観的な基準の問題と、安心という気持ちの問題というのがありますが、そういう意味では私どもも国の情報公開がほんとうに適切になされているかどうか、いろいろ情報が後出しで出てきますから、大変不安に思います。

今回の場合は、東京都が8,000ということで数値を、これは大丈夫だということで、なおかつそれを女川町から持ってくる時、そして東京に持ってきたとき、両方でチェックをするという体制を考えていて、日の出町もそういう意味では、8,000なら大丈夫だということで、最終処分場の受け入れも決まったという、そういうことがまず前提にあります。

ただ、それは私どもも科学的な見地で何が正しいか、私個人としてはまだ、大変申しわけないのですが不勉強で、8,000ならいいのか6,000ならいいのかわからないところがあります。今回、そういう意味では安心ということで4,000ということをおっしゃって、そういう要望が出ているだろうということで私どもも受けとめまして、その4,000を、先ほどちょっと言いかけましたが自主規制値と思っているんです。そこで受け入れを停止するということはありません。4,000で切っちゃうと、実際に東京都と女川町との間で協定を結んでいて、そこは東京都が責任を持って8,000以下にするということで持ってきたときに、また、日の出町もそれでいいと言っているとすれば、このふじみのゲートでそれを拒否できるかという話になるわけです。そうするとやはり現実的ではない部分もある。そのところで、ただ4,000以下に抑える努力を私どもの自主規制値として設けることによって、大体4,000以下になるのだそうですが、それを超えたときに監視体制を強化するとか、あるいは混入率を変えて実質的に4,000以下に持っていくという努力をしようではないかということなんです。

これは、皆様方のご提案を、私どもは非常に大きく受けとめて、それにこたえようということで設けさせていただきました。ですから、3,000がいいとか4,000がいいという方々からすればまだ不十分な点はある

と思いますが、現実的な展開の中で、実際そういうがれきがいっぱい残っているところで、安全なもので考えたところ、ぎりぎりの判断だというふうにご理解いただきたいなど。そこは調布、三鷹と軌を一にしてそういう考えでございますので、よろしく願いいたします。

会 長 : すみません、そろそろ8時15分になるのですが、まだ1章2章は終わりとなっておりますので、次回は引き続き協議を行いたいと思います。

E 委員 : 今の件だけ。お答えいただかなくて結構ですので、意見だけ述べさせていただきます。

今の放射性物質が含まれているかもしれない震災廃棄物の受け入れについては、個人的な観点からいうと極力受けてやりたいと思っています。受け入れ基準の8,000ベクレルとかの基準が妥当かというのは別の議論で検証する必要があるかもしれませんが、言うなれば東京に電力を送るために東京ではなく福島に原発を作っておいて、今回の事故では福島が東京の犠牲になったようなわけですから、多少の放射性物質が含まれていても引き受けるべきと思う。そしてなおさらそれが福島ではなくてその北の宮城とか岩手のものを持ってこようというわけですから、常識的にいっても、測定はしなければいけないでしょうけれども、受け入れてあげたいと個人的に思っています。私も福島に行って、今、いろいろ仕事をしているものですから特にそう思うわけですが。

ただ、一方、資料4の4の放射能に関する測定項目、測定方法及び回数については、これはご担当の方は非常に苦労されたのだと思うのですが、これそのものは私も賛成しますが、ただ、一番右側のほうの、災害廃棄物受け入れ時の措置と書いていますが、この協定そのものは、この協定に載せるのであれば、最低20年ぐらいいは続くのでしょうから、そうだとすると、これは災害廃棄物の受け入れではなくて、特定したほうが良いと思うんです。「東日本大震災のごみ」というふうに対象物を明確にしておいたほうがよいと思います。20年間に別なことが起きるかもしれない。そのときは、いわゆる放射性核種が違ってくるかもしれない。

ここでは、セシウムについてこれ以上はだめですよと言っているけれども、この読み方をすれば、ほかのものが入っていたら関係ない、受け入れるんだというふうに読めるので、そこは明確に定義をしておいてもらいたいと思います。

これは全体にいえることですが、定義が不明確な点がある。これは最初に、皆さん、委員の中からも出たのですが、それは個々の論議の中で決めていこうということになっていたと思います。例えば、相互支援協定とか広域支援の問題とか、これははっきりしていない。現時点ですでに締結している協定については案でオーケーだよということを明確にすればいいと思うんです。

A 参与はご存じだと思いますが、広域支援協定は何回か改定されています。相当改定されています。今後も改定される可能性がある。近隣との相互支援もそうです。例えば別の市と結ぶことも出てくるかもしれない。今ここで、議論しているのは平成24年現在の広域支援協定なり武蔵野市との相互支援協定について言っているわけです。要するに、はっきりさせていないとしり抜けの協定になる。何度も言いますが、それぞれの事柄をはっきり定義しておかないといけないと思うんです。長い間にはいろいろな問題が出てくると思いますし、読み方を誤解するということになってはいけないと思います。

D 委員 : 今のことなのですが、過去に聞いていた相互支援と今日、A 参与がおっしゃられたのとは、全く違います。

参与がおっしゃる相互支援であれば、協議にすべきです。協議を提案します。今まで聞いていたこととは違いますので。

会 長 : それでは、第1章、第2章については、次回また協議をさせていただくという形で残ります。最後に、b 副会長。

b 副会長 : さっきA委員から提案がありましたように、別表1に放射能の問題を載せられないかという問題が提起されましたが、これ、もう1回事務局で検討していただけないかと。理由はそれだけであるならば、載せていただいたほうが、一番別表1を、直ちに停止するわけですから、そういう放射能の問題というのは想定外のことが起きたらものすごく大きな、甚大なものがあるわけですから、到底我々が予想できないようなさまざまな問題が出てきますので、別表1の中に設けて、危機感はずっと持っていただきたいという気持ちもありますので、一つ検討を、もう1回考えていただきたい。

私が今日申し上げたいのは、今日、一番最後の、終わりの問題についてのふじみ衛生組合の判断が、ほかの資料に比べて全く出てきておりませんので、次回はぜひ、終わりの問題について、ふじみ衛生組合、両市の参与

の副市長もいらしておりますので、ぜひ、皆さんにわかるような形で提示していただきたい。私はこの問題は、地元はほんとうに、この施設が恒久化されないことを念じているわけで、だれもがそう思っているわけですから、しっかりした案を、考え方を示していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

B 参与 : 今、副会長からお話がありましたが、まだ今日は2章までも全部終わっていないという形の中で、ここは期間の関係のことだと思うのですが、資料が入っていないのではないかとということで、今日はお示しをしておりますが、協定の期間ということの中で、協定書の今あります15条の関係について、この協定書の期間のことを示しているという条文になっております。じゃあ施設としての稼働の期間というか、そのことはこの中では触れているわけではないんです。ただし、別途協議をする場を考えていきたいなとは思っております。ただ、そのことがどういう形で裏打ちをされるのかということだと思いますが、ふじみ衛生組合の周辺自治会等とふじみ衛生組合で、ふじみ衛生組合のごみ処理施設の今後のあり方を協議するために、覚書を取り交しをしておく。中身はどういうことかといいますと、新ごみ処理施設の稼働開始から、何年ということ、この施設の運営をしていくところの契約が20年ということでもありますので、その20年が切れる前、例えば15年とか後に、施設の今後のあり方について協議を始めるものとする、こういったものを覚書というような形で取り交わしをしておくというのは、一つの考え方というか提案になるのかなと思っております。今日はそういう形ではお示しはできておりませんが、考え方としては一応そういう考え方を、今日、この場の中では一つご提示をしていきたいなと思っております。

A 参与 : 一定の話し合いができていて、その一定の方向性については今、調布市のB参与がおっしゃったとおりなのですが、細部に当たってまだ確定していません。両市の立場がいろいろありますし、皆さんのお気持ち、お考えとかなり乖離が、依然としてあるのではないかと考えていますから、これは最終的に詰めて、この協定の期間だけの問題でない、いろいろなものを含んでおりますので、ぎりぎりのところでお示ししたいということで、今回はちょっと間に合いませんでした。次回、当然お出しして、また今日のようなシビアな議論の中でもんでいただきたいなと思っております。

F 委員 : 今、B 参与からお言葉をいただきましたので、それに関連してなのですが、我々地元住民としては、この施設が現在に至るまでの間にはいろいろな紆余曲折があって、現在ここにみんな参集しているわけです。ですから、先ほど来から、その経過を踏まえてということは何回か言葉に出てきていると思うんです。

結果的には、この施設に協力しましょうということで一応なっているわけですが、特に調布だけで住民的に考えると、いわゆる施設はできるのだけれど、地域の振興ということに関してはどうなのかといった観点から考えると、これは大きく、計画が何も進んでいない、見えるようになっていないという原点があります。

ですから、私は、地元協議会としては、調布であろうが三鷹であろうが地元は地元なのですが、別に比較するわけではないのですが、我々調布市民、三鷹市に隣接しているようなところにあるのですが、この施設にもものすごく密着しているという地理的な条件からいっても、この施設をきちんと運営していくためにも、やはり地域振興はあってしかるべきだと思うんです。施設だけは計画どおりできて、我々住民には何ら地域振興に対しての計画が明確にならないということは、余計これは不信感が募ってくる話になってくると思うので、その辺はよく、その気持ちを酌み取っていただいて、次回会議でもっとまとまるような会合になることを願っています。回答は結構です。

B 参与 : 回答は結構だということですが、一言だけ。今、貴重なご意見というか要望というか、いただきました。これまでも地域の中でご要望は直接いただいていたいて、現在、庁内においても検討を進めております。平成25年度から新たな基本計画がスタートいたしますので、その中へ向けて、何らかの形で具体的な、これは一つ一つ短期的に対応できるものもあれば、若干お時間を要する場合もあろうかなと思っておりますが、その辺も含めまして、一生懸命、誠心誠意頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

4 その他

(1) その他の報告

① 施設稼働前の大気質測定結果について

H 委員 : 資料8というのがございます。施設稼働前の大気質測定結果という春の測定結果です。4月19日から25日の間に、三鷹市立南浦小学校と調布市のしいの木公園というところで測定した結果を報告書としてまとめてございます。

詳しい説明は省略しますが、表の二酸化いおうから裏面の表6の水銀まで、6項目について大気質の調査を行ったというものでございます。

環境基準があるのですが、どの値もその基準を満たしているという、特におかしい結果は出てございません。

前回報告したときに、三鷹市役所あたりの結果も載せていただけないでしょうかという意見がございましたので、例えば表1を見ていただくと、三鷹市役所と。これは三鷹市さんのデータをちょうだいしまして、載せるようにしてございます。

それから、裏面にいきますと、表7、表8という、今までなかった風向・風速の結果ですが、これも載せてほしいというご意見をちょうだいしましたので載せてございます。表7をごらんいただきますと、この春のデータで、北(19%)と書かれていますが、これは最多風向が北風でしたと。19%というのは出現割合ということで、100分に対して19分間、北の風が最多で吹きましたというような見方をしていただければ結構だと思います。

この後、夏につきましては8月、それから秋につきましては大体11月、あと2回測る予定になってございます。また結果が出ましたら報告させていただきます。

② 新ごみ処理施設建設工事進捗状況について

H 委員 : 続けて工事進捗状況、今日、パワーポイントを用意してきましたのですが、時間がないようですので、来られたときに外見を見られて、特に変わったような状態はないのですが、仮設の足場の中で外壁の塗装等が進んでございまして、特に南面がほとんど塗れてございます。次回の地元協議会のごとき、東八道路側から色が塗り終わった姿が見えるかなという状況になってございます。建物の中ですが、設備の配管だとか配線の工事を行っております。各種機器の取り付け、それから間仕切りの工事等を行っております。それから、プラント関係ですが、ボイラー周りの配管の耐圧試験というの

が終わりまして、今後は耐火材を積む工事であるとか保温の工事を進めていくところでございます。進捗率74%まで来てございます。

それともう1つ、今日、席上に配付させていただきました、第22回地元協議会での計測等の質問に対する回答と、前回、例えば安全弁放出管から放出される蒸気の温度は何度でしょうかというようなご質問、それから放射能に関する排ガスの不検出について、検出限界は幾らなのかというご質問もございました。それから、ごみ等を燃やしたときの排ガス量と灰の量はどれぐらいでしょうかというようなご質問、これについて調べて回答させていただくということでございましたので、今日、文書で書かせていただきましたので、ちょっと内容を読んでいただいて、不明な点がございましたら事務局のほうへお問い合わせいただければと思います。

(2) 次々回日程

会 長 : それでは、次々回日程ですね。次回は7月30日になっております。次々回、8月の日程です。

(日程調整)

会 長 : それでは、8月30日(木)ということで決めさせていただきます。時間が過ぎてしまいましたけれども、本日の地元協議会、これにて終了です。どうもお疲れさまでございました。

20時38分 散会